

彦根市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



彦根市

目 次

1	趣旨	1
2	制度の概要	2
3	宣誓を行うことができる方	2
4	手続きの流れ	4
5	宣誓に必要なもの	5
6	通称名の使用	7
7	交付書類	7
8	受領証等の再交付・変更・返還等	8
9	よくある質問	11
10	参考資料	15

1 趣旨

本市では、「彦根市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、「彦根市総合計画」において「人権尊重のまちづくりの推進」を目指しています。誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、多様な価値観を認め合うことが必要です。近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。

こうしたことから、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、「彦根市パートナーシップ宣誓制度」の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指します。

◆SDGs (持続可能な開発目標)との関係◆

この取組は、「誰一人取り残さない」を理念として持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国連の取組目標「SDGs」の達成にもつながります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 制度の概要

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、一方または双方が性的マイノリティである二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、または継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対して、市が証明する制度です。なお、必ずしも同居をしている必要はありません。

また、この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として応援するものです。

3 宣誓を行うことができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 一方または双方が性的マイノリティであること。

(2) 一方または双方が市民であること。

宣誓日時点において一方は市民であることが必要です。

(3) 宣誓者の方以外にパートナーや配偶者がいないこと。

ともに宣誓をしようとするパートナーのほかにパートナーシップ関係のある方や配偶者(事実婚を含む)がいる方は、宣誓をすることはできません。

(4) 双方の関係が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと。

ただし、宣誓者同士が養子縁組をしている場合を除く。

直系血族…祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、おじ・おば、おい・めい

直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

次のページに記載のある関係の方との宣誓はできません。確認をしてください。

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます。

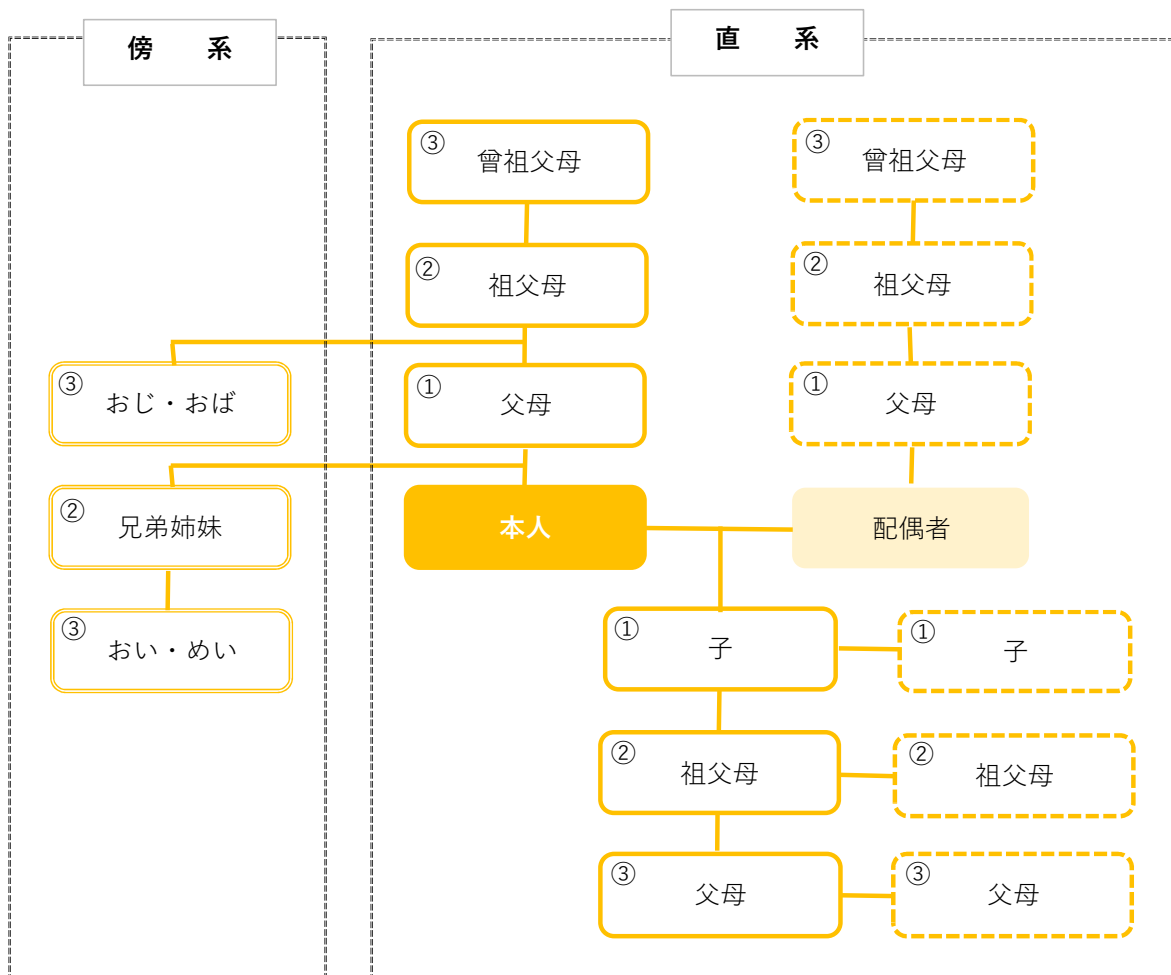
近親者間での養子縁組は対象となりません。

(5) 双方が成年に達していること。

成年とは、満 18 歳以上の人をいいます。

宣誓できない続柄

※ここに記載のある続柄の方は宣誓できません。
ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓できます。



直系血族

直系姻族

傍系血族

※①,②,③は親等を表しています。

◆パートナーシップ

日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、または継続的に共同生活を行う約束した 2 人の者の関係のこと。なお、必ずしも同居している必要はありません。

◆宣誓

パートナーシップの関係にある双方が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

4 手続きの流れ

(1) 宣誓する日時を予約します。

宣誓日時は、平日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までです。(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。)

予約先 彦根市人権政策課
電話 0749-30-6115
FAX 0749-24-8577
メール jinken@ma.city.hikone.shiga.jp

予約の際は次のことをお伝えください。

- ・ 名前
- ・ 希望日時(複数の日時をご希望ください)
- ・ 日中に連絡のできる電話番号

※宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

(2) パートナーシップ宣誓をします。

事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。

■ パートナーシップ宣誓を行う場所 ■

原則、彦根市役所人権政策課（〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号）

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

・ 宣誓には、職員が立ち会います。

・ 職員の面前で、お二人が「彦根市パートナーシップ宣誓書（裏面：パートナーシップの宣誓に当たっての確認書）」に署名していただきます。ただし、自ら宣誓書に記入できない場合は、宣誓しようとする方および市職員立ち会いのもと、代筆させることができます。宣誓書は市が準備します。

・ 職員が、宣誓の対象となる要件を備えているか、提出いただいた書類等により確認します。

※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。

※ 提出された書類や記載されている内容等の個人情報厳重に守ります。

(3) 市が「彦根市パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

宣誓の要件を満たしている場合、宣誓書の写しを添えて、「彦根市パートナーシップ宣誓

書受領証」と「彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カード」（以下「受領証等」という。）を交付します。

書類等の不備がなければ、原則即日交付しますが、宣誓から受領証等の交付まで 1～2 時間程度お待ちいただくことがあります。また、要件確認や受領証等の作成に時間を要し、後日交付となることがありますのでご了承ください。

5 宣誓に必要なもの

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3 ヶ月以内に発行された住民票の写し（原本）または住民票記載事項証明書（原本）のいずれかをおひとりにつき 1 通

住民票	住民票記載事項証明書
本人のみで、 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの （本籍地・筆頭者の記載はあってもなくてもかまいません。）	本人のみで、 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

※宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1 枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人が一緒に記載されたものでもかまいません。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取ることができません。ご注意ください。

(2) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書等)

日本国籍の方の場合	外国籍の方の場合
戸籍抄本、独身証明書など ● 1 人 1 通の提出をお願いします。 ● 宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものに限ります。 ● 本籍地が彦根市外の場合、取寄せに時間がかかる場合があります。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。	婚姻要件具備証明書など ● 在日本大使館や領事館等の公的機関が発行した、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。 ● 宣誓日以前 3 か月以内に交付されたものに限ります。

戸籍を取得する方法は、窓口での請求だけでなく、郵便請求もあります。詳しくは本籍地のある自治体へご確認ください。

外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等およびその日本語訳を用意してください。

(3) 本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

1つの提示で足りるもの(例)	2つ以上の提示が必要なもの(例)
● 個人番号カード(マイナンバーカード) ● 旅券(パスポート) ● 運転免許証 ● 住民基本台帳カード(顔写真付き) ● 障害者手帳 ● 在留カードまたは特別永住者証明書 ● そのほか、官公庁が発行したものなど ※本人の顔写真が貼付されたものが必要です。	● 健康保険証 ● 住民基本台帳カード(顔写真なし) ● 介護保険被保険者証 ● 各種医療証 ● 年金手帳、年金証書 ● その他、官公庁が発行したものなど ※「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類に限ります。 ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

通称名を使用する場合は、日常的に通称名を使用していることがわかるものの提示が必要です。

6 通称名の使用

市長が特に理由があると認める場合は、当制度に限り、日常生活に用いている通称名を使用することができます。

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの（通称名が記載されたもの）の提示が必要です。

通称名が記載されているもの(例)

各種郵便物・社員証・学生証・公共料金の請求書・病院の診察券・各種会員証等

※郵便物については、消印があり、住民票の住所と一致するものが必要です。

7 交付書類

(1) 彦根市パートナーシップ宣誓書受領証

◆イメージ◆

第 号	
彦根市パートナーシップ宣誓書受領証	
氏名 _____ 様	氏名 _____ 様
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住所 _____	住所 _____
宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
彦根市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、 彦根市パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
年 _____ 月 _____ 日	
彦根市長 _____ 印	
	

注意事項

1 この宣誓書受領証は、彦根市パートナーシップの宣誓の取扱いに、関する条例(以下「条例」という。)の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、彦根市の名称・牛梨においしく優先的な取り扱いを受けるものではありません。

2 次の場合は、宣誓書受領証および彦根市宣誓書受領カードを返還してください。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 一方または双方が、条例第3条各号(第2号および第6号を除く。)に掲げる要件に該当しなくなったとき。

3 次の場合には、宣誓は無効となります。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。
- (3) 宣誓書を出した時点において条例第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

4 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号を公表することがあります。

特記事項 ※戸籍上の氏名、再交付年月日等

【宣誓者】 _____

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

この宣誓書受領証は、戸籍上の性別に拘わらず、日常生活において経済的・物理的・精神的に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この宣誓書受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(発行：彦根市 TEL _____)

(2) 彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カード

※表面のデザインは選んでいただけます。

◆イメージ◆

表面

<彦根城バージョン>

		彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カード	
【本人】		【パートナー】	
氏名	様	氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
彦根市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、彦根市パートナーシップ宣誓書を受領しました。			
		宣誓日	年 月 日
		【第 号】	
		彦根市長	

<ひこにゃんバージョン>

		彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カード	
【本人】		【パートナー】	
氏名	様	氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
彦根市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、彦根市パートナーシップ宣誓書を受領しました。			
		宣誓日	年 月 日
		【第 号】	
		彦根市長	

裏面

この宣誓書受領証カードの提示を受けた方へ	
このカードは、戸籍上の性別に拘わらず、日常生活において経済的・物理的・精神的に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いが人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。 このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 (発行：彦根市 TEL)	
特記事項※戸籍上の氏名、再交付年月日等	
【本人】	【パートナー】
〈緊急連絡先〉 私本人が急病や怪我等で連絡を取る必要がある場合は、こちらへお願いします。 (必要に応じて使用してください。)	
本人(自署)	連絡先

8 受領証等の変更・再交付・返還等

変更・再交付・返還等の手続きをする場合は、事前にメール・電話で連絡をお願いします。

(1) 受領証等の変更

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があったときは、彦根市パートナーシップ宣誓事項変更届を提出してください。変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。(再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。)

＜変更内容が確認できる書類の例＞

住所変更の場合	住民票、住民票記載事項証明書
氏名変更の場合	戸籍抄本等
通称名変更の場合	給与明細書、通称名の記載のある住民票等

また、変更届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの6ページに記載している「5 宣誓に必要なもの(3)本人確認ができる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(2) 受領証等の再交付

紛失や毀損、著しい汚損などにより受領証等の再交付を希望するときは、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。(再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。)

また、再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きの6ページに記載している「5 宣誓に必要なもの(3)本人確認ができる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(3) 受領証等の返還

宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、受領証等を返還していただきます。

以下に該当するときは、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出し、受領証等を返還してください。

- | | |
|-----|----------------------------|
| (1) | 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。 |
| (2) | 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。 |
| (3) | 一方が死亡したとき。 |
| (4) | 一方または双方が宣誓要件に該当しなくなったとき。 |

二人分の本人確認ができる書類をお持ちください。

以下のいずれかに該当するときは、事実が判明した日以降において受領証等を無効とします。その場合は、無効とした彦根市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を市のホームページ等に掲載する場合があります。

◇受領証等が無効となる時

(1)	虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
(2)	受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。
(3)	宣誓書を提出した時点において、宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき。

無効を決定した場合は、彦根市受領証等無効決定通知書を交付し、交付した受領証等の返還を求めます。

(4) 宣誓書記載内容等の証明

宣誓書の内容等の証明を希望するときは、受領証等および本人確認書類を添えて、彦根市パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

◇彦根市パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例

(1)	宣誓をしたことを証明する必要がある場合 例：民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められたとき。
	宣誓を解消したことを証明する必要がある場合 例：宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるとき。

※証明書の発行には手数料が必要です。

9 よくある質問

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

婚姻は法律に基づいて行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務などの法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、本市が独自に要綱(市の内部規定)により実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことの宣誓を受けて、二人の思いを尊重し、市として応援するものです。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか。

この制度は、性的マイノリティの方々の人権を尊重するためのものです。多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを願い、制度を導入することとしました。

Q3. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

大津公証役場 電話：077-523-1728

近江八幡公証役場 電話：0748-33-2988

長浜公証人役場 電話：0749-63-8377

Q4. 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか。

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティである方で、宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。宣誓要件については、P.2を確認してください。

Q5. 事実婚の方も宣誓できますか。

本市の制度の対象者は一方または双方が性的マイノリティの方に限定しているため、異性愛のみの事実婚の方は対象ではありません。事実婚の方は、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なると考えます。

Q6. 養子縁組をしていますが、宣誓できますか。

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q7. 同居をしていなくても、宣誓できますか。

必ずしも同居している必要はありません。ただし、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、または継続的に共同生活を行う約束をした関係であることが必要です。

Q8. 宣誓できるのは彦根市民だけですか。

宣誓時から少なくともどちらか一方は、彦根市民である必要があります。宣誓後についても同じです。

Q9. 宣誓はどこで行うのですか。

宣誓は彦根市役所本庁舎で行います。支所・出張所ではできません。

Q10. 宣誓するに際し、プライバシーは守られますか。

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。

また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11. 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか。

原則、宣誓は平日の午前9時から午後4時45分までです。ただし、特段のご事情がある場合は、人権政策課までご相談ください。

Q12. 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか。

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただきます。

Q13. 代理人でも宣誓できますか。

代理人による宣誓はできません。事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人揃ってお越しください。

Q14. 宣誓に費用はかかりますか。

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓書記載内等容証明書の交付や宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q15. 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q16. 受領証に有効期限はありますか。

ありません。本制度は、市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法律上の効果が発生するものではありませんので、受領証等自体に有効期限はありません。

Q17. 証明書等はどこで利用できますか。

◇行政サービス

提示することで受けられるサービスは、市のホームページでご確認ください。



彦根市ホームページ

今後、受けられるサービスの拡大に向けて、検討を進めます。

また、従来から彦根市立病院での面会・手術の同意等は患者様ご本人の希望により対応することができます。

◇民間サービス

一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人となることが可能となります。（詳しくはサービス提供事業者にお問い合わせください。）

今後、受けられるサービスの拡大に向けて、周知啓発に取り組んでいきます。

Q18. 宣誓時の住所から転居する場合、何か手続きが必要ですか。

転居することにより「双方が彦根市民でなくなる」場合には、宣誓要件を満たさないこととなりますので、返還届を提出し、受領証等を返還してください。手続きはP.9を確認してください。

Q19. パートナーシップを解消したいときはどうすればいいですか。

返還届を提出するとともに、受領証等を返還してください。

10 参考資料

彦根市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、彦根市人権尊重都市宣言(昭和61年彦根市告示第30号)の理念に基づき、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓(パートナーシップ関係にある2者がパートナーシップ関係にある旨を市長に誓うことをいう。以下同じ。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「パートナーシップ関係」とは、日常生活において、お互いを人生のパートナーとして相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を営み、または継続的に共同生活を営む約束をした2者間の関係をいう。

（対象者）

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる2者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティであること。
- (2) 一方または双方が現に本市に住所を有していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がいないこと。
- (4) 双方に当該2者以外の者とパートナーシップ関係がないこと。
- (5) 近親者(3親等内の直系血族、傍系血族または直系姻族をいう。)の関係にないこと。ただし、当該者2者がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をしている場合は、この限りでない。
- (6) 双方が成年に達していること。

（宣誓の方法）

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者双方(以下「宣誓希望者」という。)は、彦根市パートナーシップ宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(発行された日から3月以内のものに限る。)
 - (2) 戸籍抄本その他前条第3号および第5号の要件を確認できる書類(発行された日から3月以内のものに限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓書は、宣誓希望者がそろって市職員の面前において自ら記入しなければならない。この場合において、宣誓希望者の一方または双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市職員および宣誓希望者の立会いの上、代理者に代書させることができるものとする。
- 3 宣誓希望者は、パートナーシップの宣誓をしようとする日、時間等について、あらかじめ市と調整するものとする。
- 4 宣誓書は、市長が指定する場所において受領するものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、前条第4項の受領の前に、宣誓希望者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (2) その他市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 宣誓希望者は、市長が特に理由があると認める場合は、通称名により宣誓書を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、当該宣誓書を提出した宣誓希望者に対し、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証(別記様式第2号)および彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称名が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名(日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの)を受領証等の裏面に記載するものとする。

（宣誓書記載内容等証明書の交付）

第8条 受領証等に記載された者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓書の内容等の証明を希望するときは、彦根市パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出して申請するものとする。この場合において、当該申請者は、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証または彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カードおよび第5条各号に掲げる書類のいずれかを市長に提示するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、彦根市パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(別記様式第 5 号)を当該申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)第 2 条第 1 項第 3 号の規定による手数料を徴収するものとする。

(宣誓事項の変更)

第 9 条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更があった場合(第 11 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。)は、彦根市パートナーシップ宣誓事項変更届(別記様式第 6 号)に、当該変更内容が確認できる書類、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証カードおよび市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(受領証等の再交付)

第 10 条 宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第 7 号)を市長に提出するものとする。

2 宣誓者は、前項の再交付申請書の提出の際第 5 条各号に掲げる書類のいずれかを市長に提示しなければならない。この場合において、宣誓書に通称名を記入しているときは、当該通称名を使用していることが確認できる書類を併せて提示するものとする。

3 市長は、第 1 項の再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領書等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失の場合を除く。

5 紛失を理由として受領書等の再交付を受けた宣誓者は、当該紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該紛失した受領書等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第 11 条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第 8 号)に交付を受けた受領証等を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 一方または双方が、第 3 条各号(第 2 号および第 6 号を除く。)に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方または双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事実が判明した日以降において受領証等を無効とする。

(1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

(2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。

(3) 宣誓書を提出した時点において第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定した場合は、当該宣誓者に対し、彦根市受領証等無効決定通知書(別記様式第 9 号)を交付するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した彦根市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする日の調整その他パートナーシップの宣誓に関し必要な準備行為は、この告示の施行前においてもこの告示の規定の例により行うことができる。

人権相談の窓口について

窓口名称	電話番号および相談先	対応日時
みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110 おかけになった場所の最寄りの法務局または支局につながります。	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (ただし、祝日、年末年始を除く)
子どもの人権 110 番	0120-007-110 おかけになった場所の最寄りの法務局または支局につながります。	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (ただし、祝日、年末年始を除く)
外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)	0570-090-911 民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続のうえ、最寄りの法務局または支局につながります。 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで (ただし、祝日、年末年始を除く)
インターネット 人権相談受付窓口	QR コードを読み込んで 接続してください。 	受付時間 24 時間
人権なんでも相談	人権擁護委員による面談相談(彦根市役所内) ※日時はホームページで 確認をしてください。 	原則第 1・3 水曜日 13 時から 15 時まで

そのほかの窓口などは市のホームページでご確認ください。



彦根市ホームページ



彦根市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

2024 年 10 月 第 3 版発行

発行：彦根市企画振興部人権政策課

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

TEL (0749)30-6115 FAX (0749)24-8577

E-Mail jinken@ma.city.hikone.shiga.jp